

○初心運転者講習実施要領の制定について(通達)

(平成 2 年 8 月 29 日岡運免第 294 号警察本部長例規)

改正 平成 4 年 12 月岡運免第 390

号・岡運教第 295 号

平成 8 年 8 月岡運免第 466 号

平成 9 年 2 月第 71 号

平成 10 年 3 月第 53 号

平成 12 年 2 月岡運教第 19 号

平成 18 年 3 月岡務第 68 号

平成 24 年 3 月岡運免第 137

号

平成 26 年 5 月 29 日岡運免第 207 号

平成 29 年 3 月 8 日岡運免第

104 号

平成 30 年 7 月 9 日岡運免第 404 号

令和元年 6 月 28 日岡務第 52

2 号

令和元年 11 月 29 日岡交企第 540 号、岡指第 513 号、岡規第 498 号、

岡運免第 657 号、岡運管第 139 号、岡務第 868 号

令和 3 年 3 月 24 日岡務第 25

5 号

令和 5 年 2 月 3 日岡運免第 80 号

令和 5 年 5 月 29 日岡運免第

324 号

令和 5 年 6 月 20 日岡交企第 252 号

令和 7 年 3 月 19 日岡運免第

253 号

各部長・参事官・所属長

道路交通法の一部を改正する法律(平成元年法律第 90 号)が制定され、新たに初心運転者期間制度が平成 2 年 9 月 1 日から施行されることとなった。

これに基づき、初心運転者講習に関する規程(昭和 60 年岡山県公安委員会規程第 4 号)が全部改正されたので、新たに具体的な実施要領として別添のとおり「初心運転者講習実施要領」を定め、平成 2 年 9 月 1 日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧規程の初心運転者講習実施要領の制定について(昭和 60 年 12 月 9 日岡免一第 387 号例規)は、道路交通法の一部を改正する法律(平成元年法律第 90 号)附則第 3 項の規定に基づき、当分の間その効力を有することとなるので、要領附則を参考の上、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

初心運転者講習実施要領

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 108 条の 2 第 1 項第 10 号及び第 108 条の 3、道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60

号。以下「府令」という。)第 38 条第 10 項及び第 38 条の 4 並びに初心運転者講習に関する規程(平成 2 年岡山県公安委員会規程第 6 号。以下「規程」という。)に基づき、初心運転者講習(以下「講習」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

第 2 講習対象者

講習の対象者は、法第 100 条の 2 第 1 項に規定する基準該当初心運転者で警察庁情報処理センター(以下「情報処理センター」という。)及び他の都道府県公安委員会から通報又は移送通知のあった者(以下「講習対象者」という。)とする。

第 3 講習の通知等

1 講習対象者に対する通知等

(1) 講習通知の方法

交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)は、講習対象者に対し、講習の日時及び場所(以下「講習日等」という。)を府令第 38 条の 4 第 1 項に規定する初心運転者講習通知書により通知するものとする。

(2) 受講上の注意事項の教示

通知に当たっては、講習日等のほか次に掲げる事項等を書面により教示するものとする。

ア 講習所要時間、携行品(通知書、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード(以下「免許証等」という。)、筆記用具、講習手数料、通知手数料、眼鏡等(条件のある者)、ヘルメット及び手袋(大型二輪免許講習、普通二輪免許講習又は原付免許講習の受講者)等)及び服装等受講上の注意事項

イ 講習日等の変更が可能である旨及び問合せ先

(3) 行政処分対象者に対する通知

講習対象者が、運転免許停止中の者又は停止の通知を受けている者であるときは、停止処分終了後の受講となるように通知するものとする。

2 指定講習機関に対する通知

運転免許課長は、法第 108 条の 4 第 1 項に規定する指定講習機関(以下「講習機関」という。)に対し、初心運転者講習受講予定者通知書(様式第 1 号。以下「受講予定者通知書」という。)により、事前に通知するものとする。

なお、受講予定者通知書は、講習機関において受理した日の属する年の翌年から起算して 3 年間保存するものとする。

3 講習日等の変更措置

(1) 運転免許課長は、講習対象者から講習日等の変更の申出があった場合は、その理由等を聞き、希望の講習日等に変更するものとする。この場合、運転免許課長は受講予定者通知書の控えに変更事項を記載するとともに、関係の講習機関に連絡するものとする。

(2) 講習機関は、直接講習対象者から講習日等の変更の申出があった場合は、運転免許課長に報告して指示を受けるものとする。

(3) 運転免許課長は、講習対象者から県外に住所移動している等の理由で受講できない旨の申出があった場合は、免許証等の住所変更の届出を行うよう指導し、移動先を管轄する公安委員会から通知等がある旨教示するものとする。

4 特定日後の講習対象者の取扱い

(1) 運転免許課長は、講習対象者が受講期間内に講習を受けず、府令第 38 条の 4 第 3 項に規定する特定日後に講習を受けようとして「やむを得ない理由」を証する書面の提出があった場合において、正当な理由があると認められる者に対しては、受講を認めることとし、その旨講習機関に通知するものとする。

(2) 講習機関は、直接講習対象者から「やむを得ない理由」の申出があった場合は、速やかに運転免許課長に報告するものとする。

第 4 講習の移送と受理

1 運転免許課長は、講習の通知を発する前に、講習対象者が他の都道府県に住所を移動していることが判明した場合は、その者に対し、速やかに免許証等の住所変更の届出を行うよう教示するとともに、初心運転者講習移送通知書(様式第 2 号。以下「移送通知書」という。)により、移動先を管轄する公安委員会に通知するものとする。

2 講習機関は、他の都道府県に住所を有し、当該公安委員会から講習通知を受けた講習対象者から直接受講の申出があった場合は、運転免許課長に報告し、指示を受けるものとする。

3 運転免許課長は、他の都道府県に住所を有し、当該公安委員会から講習通知を受けた講習対象者から県内への住所変更の届出を受けたときは、速やかに旧住所地を管轄する公安委員会に通知し、移送通知書の送付を求めるものとする。

4 運転免許課長は、他の都道府県公安委員会から移送通知を受理したときは、速やかに講習対象者に講習日等を通知するものとする。

5 運転免許課長は、講習対象者が他の都道府県に住所を変更したときは、速やかに移動先を管轄する公安委員会に移送通知書を送付するものとする。

第 5 講習の実施

1 講習の編成

(1) 講習 1 回当たりの受講者数は、おおむね 6 人以上 15 人以下とする。

(2) 規程別表に規定する講習項目のうち「2 場内コースにおける運転演習」及び「3 路上における運転演習」については、1 グループ 3 人以下で行うものとする。

また、講習項目「4 危険予測訓練」で運転シミュレーターを使用する場合については、1 グループ 3 人以下、グループ数は 2 以下とし、講習項目「3 路上における運転演習」及び「4 危険予測訓練」の実施方法は次のとおり行うものとする。

実施順序	1	2
------	---	---

グループ 1	路上における運転演習	危険予測訓練
グループ 2	危険予測訓練	路上における運転演習

2 教本等

- (1) 講習において使用する教本は、次の内容について正確にまとめられたものを使用するものとする。

ア 初心運転者の特性

初心運転者(若者運転者)の交通事故の要因について解説すること。

イ 安全運転意識の向上

安全マインドを身につけた協調性のあるドライバーについて解説すること。

(ア) 道路交通における社会的責任

(イ) 安全運転の習慣づけ

(ウ) 運転マナー等

ウ 危険予測

見通しの悪い交差点、側方通過及びカーブ等の様々な危険場面を想定した認知と判断について解説すること。

エ 被害者の手記

安全意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

オ その他

「交通の方法に関する教則」(昭和 53 年国家公安委員会告示第 3 号)(第 2 章及び第 3 章を除く。)の内容を必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

- (2) (1)に定めるもののほか県内の初心運転者の交通事故実態資料、視聴覚教材等を効果的に活用するものとする。

3 講習用車両等

- (1) 講習用車両は、次の区分ごとに示した車両を使用するものとする。ただし、身体障害者用車両については持込みを認めるものとする。

ア 準中型免許対象者の講習用車両は、教習用車両と同程度の準中型貨物自動車とし、普通免許対象者の講習用車両は、教習用車両と同程度の普通乗用自動車とすること。ただし、府令第 23 条第 1 項の表聴力の項第 2 号に規定する特定後写鏡等を使用すべきこととする条件が付される者に対しては、特定後写鏡等を準中型免許対象者にあつてはサイドミラーに取り付け、普通免許対象者にあつては車室内において使用すること。

なお、オートマチック車、マニュアル車のいずれを使用するかは、受講者の選択に任すこととする(受講者が交付を受けている免許で運転することができるものに限る。)。

イ 大型二輪免許対象者の講習用車両は、A T 限定大型二輪免許対象者に対しては総排気量 0.600 リットル以上、限定なし大型二輪免許対象者に対しては総排気量 0.700 リットル以上の大型自動二輪車とすること。

ウ 普通二輪免許対象者の講習用車両は、小型限定普通二輪免許対象者に対しては総排気量 0.090 リットル以上 0.125 リットル以下、小型限定を除く普通二輪免許対象者に対しては総排気量 0.300 リットル以上の普通自動二輪車とすること。

エ 原付免許対象者の講習用車両は、原則としてスクータータイプの一般原動機付自転車とすること。ただし、必要に応じて可変ギア付一般原動機付自転車を併用してもよいこととする。

(2) 講習用車両等には、危険防止等のため次の措置を講じておかなければならない。

ア 準中型貨物自動車及び普通乗用自動車には、運転習熟指導員(以下「指導員」という。)が危険防止のため停止措置を講ずることができる補助ブレーキ及び安全確認のための後写鏡を備えておくこと。

イ 準中型貨物自動車及び普通乗用自動車は、路上講習を行うときには初心運転者標識を装着しておくこと。

ウ 教習用大型二輪車又は普通二輪車を路上講習に使用するときは、教習用灯火を被覆し、外部から灯火が見えないようにしておくこと。

エ 講習用車両には、「講習中」の標識を車両の前方又は後方(二輪車は後方)から見やすいように表示すること。

オ 身体障害者用の持込み車両には、必ずアの装置を備えたものを持ち込ませること。

カ 大型二輪免許・普通二輪免許・原付免許対象者に対する講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため、講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する者を含めて集団講習(運転演習)を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

(3) 講習用車両を場内講習で使用する場合は、府令第 33 条第 5 項第 1 号ムに定める自動車 1 台当たりのコース面積の基準に従い行うものとする。

(4) 大型二輪免許講習及び普通二輪免許講習は、合同で行うことができる。

(5) 規程別表に規定する講習項目「4 危険予測訓練」においては、運転シミュレーターを使用することができる。

4 講習指導要領等

講習は、運転免許課長が別に定める「初心運転者講習標準指導要領」に基づいて行い、講習終了時には効果測定を実施するものとする。

5 講習実施上の留意事項

講習機関は、次の事項に留意し、適正な講習が推進されるよう努めなければならない。

(1) 講習受付

ア 不正防止のため、免許証等及びその他の書類で本人であることを確認すること。

イ 免許証等を携帯していない者には、講習を実施しないこと。

ウ 通知書を持参していない者については、直ちに運転免許課長に報告し、指示を受けること。

エ 受付終了後、出欠について直ちに運転免許課長に報告し、欠講者がある場合は受講予定者通知書の備考欄に必要事項を朱書しておくこと。

(2) 講習実施

ア 講習実施中の休憩等は、所定の講習時間内で必要に応じて設けること。(できるだけ講習の区切りで設けるものとする。)

イ 遅刻や不必要な講習の準備のための時間は、講習時間に含めないこと。

ウ 「2 場内コースにおける運転演習」及び「3 路上における運転演習」の課題及び走行コースは、運転免許課長に承認を受けること。

エ 原付免許対象者で、運転未熟等と認め、規程別表に規定する講習項目のうち「3 路上における運転演習」を「原付特別訓練」に変更するときは、運転免許課長に報告すること。

オ 講習中に欠講者があった場合は、運転免許課長に報告するとともに、受講内容を指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第12条に規定する帳簿に記載しておくこと。

この場合、欠講時間が後日補足されたときに限り、講習を終了したものとする。

第6 指導監督

1 運転免許課長は、講習機関に対し、講習が適正かつ効果的に実施されるよう指導監督を行うものとする。

2 1の指導監督は、定期又は随時に行うものとする。

3 指導監督の結果、講習内容が適正を欠くと認められるときは、講習機関に対し、講習内容の改善を図るよう指導するものとする。

第7 講習実施結果報告

講習機関は、講習の実施結果を初心運転者講習結果報告書(様式第3号。以下「講習結果報告書」という。)により、直ちに運転免許課長に報告するものとする。

第8 登録業務

運転免許課長は、次に掲げる登録をしなければならない。

(1) 講習機関から講習結果報告書により報告を受けたときに行う「講習済登録」

(2) 他府県から対象者が転入したときに行う「移送登録」

第9 交通部運転免許課の文書の保存

講習結果報告書は、文書の完結した日の属する年の翌年から起算して3年間保存するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成2年9月1日から施行する。
- 2 この要領は、この要領の施行日以後に運転免許を受けた者について適用する。
- 3 この要領の施行の際現に法第84条第2項の第1種運転免許を受けている者で、当該免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して1年に達しないものについては、改正前の初心運転者講習実施要領の制定について(通達)(昭和60年12月9日岡免一第387号例規)は、なおその効力を有する。

様式第1号

初心運転者講習受講予定者通知書

[別紙参照]

様式第2号

初心運転者講習移送通知書

[別紙参照]

様式第3号

初心運転者講習結果報告書

[別紙参照]